

特別便等以外

年金額仮計算書

別添②-1

現在、日本年金機構においてコンピュータで管理している記録とその元となる紙台帳等の記録との内
を照合したところ、お客様の年金記録について、下記のとおり年金記録の訂正が必要と思われる期間等
が判明しましたので、その内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、年金記録を訂正することにより年金額の再計算を行いますが、新たに戸籍・住民票などの提出
必要な場合には、追ってご連絡を差し上げる場合もございますのでよろしくお願いいたします。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
再訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	

* 訂正欄の[]は標準報酬月額（注）の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

（注）年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円／年	変更後	円／年

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金額訂正申出書

上記内容(現時点での訂正記録)について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正及び年金額の変更についての手続きを申し出ます。

平成 年 月 日 郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

印

厚生労働大臣 殿 電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金振替記号番号	
上記以外の手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加・取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	

* 訂正欄の[]は、標準報酬月額(注)訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。
(注)年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円／年	変更後	円／年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書

【上記内容をご確認いただき、下記「□」欄のいずれかに○印をご記入の上署名願います。】

- 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。
- 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。

平成 年 月 日 郵便番号

住 所

フリガナ
氏 名

印

厚生労働大臣 殿

電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

過日行われた記録の訂正及び年金額の再計算を取り消した場合、次のとおりとなります。
よくご確認いただいたうえで、【年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書】に記入されて、当年金事務所にご提出ください。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
再訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	

* 訂正欄の[]は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

(注) 年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円／年	変更後	円／年

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書

先に行った年金記録の訂正及び年金額の再計算を取り消し、再度年金額を再計算してください。

平成 年 月 日 郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

平成22年4月12日

給付指 2010-60

<緊急>

記録問題関係

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により
年金額への影響がある方に関する取扱い（年金額仮計算書の様式変更等）
(諸規程によらない定め)

宛先	本部		ロック本部		事務センター			年金事務所					情報提供先		
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	微収課	國年課	記録課	相談室	
	◎	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	

本部関係部

記録問題対策部、年金相談部、業務管理部、
記録管理部、障害年金業務部、支払部、業務涉外部

目的・趣旨

標記については、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」(平成20年2月8日付け庁文発第0208001号)及び「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について」(平成20年4月25日付け庁文発第0425001号)により、加えて、具体的な窓口対応等については、⑦「記録訂正による年金額への影響がある者に対する窓口対応等について」(平成20年2月8日付け事務連絡)及び①「記録訂正による年金額試算結果の把握について」(平成20年4月25日付け事務連絡)により取り扱ってきたところです。

しかしながら、⑦及び①の事務連絡では、申し出された方が訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認した上で、記録訂正の必要はないと判断されたケースの取扱いが、必ずしも明確ではないとの指摘があることから、今回、その明確化を図るため、⑦の別紙1「対応要領のQ&A」を改め「別添①」のとおりとし、あわせて、特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正の場合の、年金額仮計算書の様式を「別添②-2」(特別便等・II)のとおりとします。(特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正以外は従前の様式に「I」を付した「別添②-1」(特別便等以外)を使用して下さい)

また、今後、年金記録の訂正を要すると思われる期間がある方に対して、「別添③」のお知らせを行つたうえで、年金額仮計算書を示す取扱いとするものです。

なお、「別添②-2」及び「別添②-3」に基づく件数の報告については、別途指示いたします。

※ 今回の指示は、あくまでも申し出された方が訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認したうえで記録訂正の必要はないと判断されたケースの取扱いの明確化を図るものであって、これまでの通知自体を変更するものではありません。

ポイント（内容）

① 対応要領のQ & Aについて「別添①」

- 申し出された方が、訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認したうえで記録訂正の必要はないと判断した場合は、年金額仮計算書により「年金記録の訂正是必要ない」ことを申し出ていただき、記録訂正を行わない取扱いとしました。

② 年金額仮計算書の様式について「別添②-2」（特別便等・II）

- 「年金記録の訂正」及び「年金額の再計算」に同意のうえ申出を行っていただく旨が明確になるようにするとともに、記録訂正の必要はないと判断した方には、従来のように申出書の不提出といった曖昧な形ではなく、「年金記録の訂正は必要はない」意思を明確に示していただくため、下記のとおり様式の追加を行いました。

① 「年金記録の訂正」および「年金額の再計算」を申出する場合

⇒『□ 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。』の□欄に✓印を入れて申出

② 「年金記録の訂正」を必要としないので「年金額の再計算」も必要ない場合

⇒『□ 年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。』の□欄に✓印を入れて申出

③ 年金額仮計算書を示す際のお知らせについて「別添③」

- 下記の内容を、ご本人にお知らせすることとしました。

・年金額再計算の結果、年金額が減額となる場合もあり得ること

・再計算後の年金額は、年金額仮計算書に記載している額となる見込みであること

・年金額仮計算書に記載された内容をご確認いただき、申出書欄において、年金記録の訂正は必要ない旨の申出をした方については、年金額の再計算は行わないこと

④ これまでに減額した事例への対応について「別添②-3」（特別便等（再）・III）

- 既に年金額が減額となった事案のうち、年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方で、改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、ご本人にお知らせし、丁寧にご説明した上で、記録訂正の取消の申出があった方については、過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ないこととします。

(備考)

・これまでと同様、年金見込額の試算を行った際には、年金額仮計算書に必要事項を記載し、必ず担当者の年金事務所又は事務センターの名称、氏名、連絡先を記載、押印（担当者名が付された決裁用スタンプ等による代用も可）した上でご本人に提示し、記録訂正の内容や年金額の変更について十分に説明を行い、申出書欄に署名（押印）していただくとともに、当該年金額仮計算書・申出書をコピーし試算結果のハードコピーを添付した上で、必ず本人に交付すること。

・なお、年金加入期間が25年に満たず、年金受給権のなかった者が、年金受給権を得ることとなった場合にも、当該年金額仮計算書・申出書の「記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者」欄に○印を付し、当該申出書の表現を「年金が受給できる」、「年金請求書」などと取り繕い、上記と同様に、本人に説明を行い交付すること。

⑤～④に関する申出を年金事務所で受け付けた場合の件数の報告については別途指示いたします。

⑥ この指示・依頼は「平成22年4月14日」から実施することといたします。

※「業務処理マニュアル」の該当箇所の追加・訂正については詳細が固まり次第追って連絡いたします。

照会先
本部 年金給付部 給付企画G
給付指導G

連絡先
(直通)

審査担当チェック欄 ■

対応要領のQ & A

Q1 特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正により、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A1 受給者について、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例のうち、特別便等を契機とし、ご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正（※の4ケースを言う）を要すると思われるケースについては、以下の取り扱いにより懇切丁寧な説明を行う。

※①手番統合、②手番統合による記録補正、③被保険者期間の訂正、④標準報酬月額の訂正
 (注) なお、厚生年金基金記録との突合せの場合の取扱いについては、「厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等に係る事務の取扱い」(平成22年4月1日) のとおりであり、また、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せの場合の取扱いについては、別途指示する。

【基本的な取り扱い方法】

特別便等を受け取った受給者が、年金事務所へ照会票及び年金証書を持参

- ①持参された照会票により記録を確認
 ②以下の例のような方に対しても、記録の本人特定前に「お客様のようなケースでは、新たに見つかった記録を統合することにより、年金額が減額・裁定取消になる場合もありうるのでご承知おきいただきたい」旨伝える。
 (減額・裁定取消が起こりうる主な例)
 - ・通算老齢年金受給者で、1年未満の他制度期間との重複が判明した方
 - ・第四種被保険者期間を有する方で、新たな厚生年金期間が判明し、第四種期間が取り消される方
 - ・障害年金受給者で、被保険者期間が25年未満の方（被保険者期間を25年みなしで計算）
 - ・年金額計算の基礎としない昭和32年10月以前の給与を有する方で、同月以降の標準報酬月額の低い記録が判明した方
 - ・配偶者が加給年金を受給している場合は、新たな記録判明に伴う20年以上の老齢厚生年金受給による加給年金停止も考えられるため、夫婦の年金総額にも注意が必要
 - ・旧国民年金法の5年年金・10年年金受給者で、新たに厚生年金期間が判明し、当該期間が5年年金・10年年金の納付期間と重複する方
 - ・基礎年金満額到達後の国民年金任意加入期間における保険料納付済期間を還付した場合等で、還付した期間に付加保険料納付済期間が含まれる方
 - ・旧国民年金法の老齢年金・通算老齢年金受給者で、新たな厚生年金期間が判明し、国民年金期間が少なくなる方

照会票に記載されている記録をもとに「年金額仮計算書（特別便等）（別添②-2）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）（別添③）」とともにお客様にお渡しし、内容をご説明する。

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により、年金額が減額及び裁定取消となることが見込まれている場合は、以下のことを本人に懇切丁寧に説明を行った上、「年金額仮計算書（特別便等）」下段「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」のチェックボックスのいずれかにチェック・署名していただく。

- ・どのような理由で減額・裁定取消となるのか
- ・他の年金が増額となる場合や保険料の還付が発生する場合は、増額となる年金額や還付金額等の説明
- ・（減額の場合は）およそいくら位の減額となるのか
- ・既にお受け取りになっている年金のうち過払いとなる分については、最大5年前まで遡って返納していただく必要があること

「年金額仮計算書（特別便等）」における「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」の「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。」欄に✓印を記入し署名された方については、「年金額仮計算書（特別便等）」とともに、「返納方法申出書」をご記入いただき、併せて受理する。

「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。」欄に✓印を記入し署名された方については、「年金額仮計算書（特別便等）」のみを受理する。

「年金記録を訂正し、年金額の再計算を行うこと」を申し出された方から必要な書類の提出があった場合は、

①減額となる方の場合は、

「年金に係る裁定の再調査及び訂正について（様式第127号【被保険者記録訂正用】）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）と併せて日本年金機構本部へ進達し、再裁定手続きを行う。

②裁定取消となる方の場合は、

「国民年金・厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」に基づき処理を行う。なお、当該年金が日本年金機構本部又は他の年金事務所において裁定されている場合は、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらの係る添付書類）を日本年金機構本部へ進達又は裁定を行った年金事務所へ回送する。

「年金記録の訂正の必要はありません」との申し出をされた方から「年金額仮計算書（特別便等）」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該対象年金記録について、「平成21年10月16日府文発第1016006」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録の上、「年金額仮計算書（特別便等）」について別保管する。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

Q2 申し出された方が「記録訂正の内容は正しいが、減額は受け入れられない」と主張した場合、どのように取り扱うのか。

A2 【A1】の説明をしてもなお、減額は受け入れられないと主張される場合には、「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。」欄に✓印が記入された申出書を受理することはやむを得ない。

Q3 お知らせ文（年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）「別添③」）は全員に渡すのか、郵送分のみか。

A3 来訪、郵送を問わず、該当者全員にお渡しする。

Q4 これまで年金額が減額となる再裁定又は裁定取消を行い、年金額を返納した受給者から、減額訂正を行った過去の再裁定又は裁定取消の取消を求められた場合はどのように取り扱うのか。

A4 年金額が減額又は裁定取消となった方のうち、特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果、記録訂正（A1※の4ケース）により年金額の減額及び裁定取消を行った方については、あらためて【A1】に基づきご説明した上で、年金記録の訂正の必要がなかった旨の申出があった場合、再裁定のやり直しを行うこともやむを得ない。

なお、その場合に使用する「年金額仮計算書」は「別添②-3」の「年金額仮計算書（特別便等（再））」を使用することとする。

Q5 過去の減額した方全員に対して、広く広報するか、個別にお知らせを行う考えはないか。

A5 現行法の下では、ご本人の記録であれば減額することが基本であり、今回の指示もこの範囲内で従来の取扱いを明確にするものであり、改めて広く広報したり、これまで減額を了承いただいた方全員に対して個別にお知らせする予定はない。

なお、既に年金額が減額となった事案のうち、返還額が高額であるなど年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方のうち改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、別紙の通知例（別紙Q5のA5関係）に基づきご案内することとする。（※1）

その上で、Q4のA4のとおり対応し、記録訂正の取消の申出があった方については過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ない。

(※1) ご案内にあたっては、現時点において、記録の統合に納得できないと申立てされている方のほか、特別便発送以降で記録の統合に納得できないと申立てされたことがある方を、当時の総合相談室長等から可能な範囲で聞き取り等を行うなどして選定し行ってください。

Q6 加入者について、記録訂正により、年金額が減額と見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A6 記録照会の申出をされた加入者(※2)については、平成20年2月8日通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかを問わず、事前には本人にお知らせ・確認をせず、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、過去に年金額の試算を行ったことがある加入者が、記録照会の申出をされた場合は、事前にお知らせ・確認をせずに記録訂正を行った上で、平成20年2月8日通知のとおり、本人が希望する場合は、記録訂正後の試算をお示しする。

(※2) 受給権が発生していない未請求者も含む。

Q7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない年金額の減額及び裁定取消については、どのように取り扱うのか。

A7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない減額及び裁定取消については、今まで通りお客様へ丁寧にご説明し、返納を求めることとする。

その際使用する「年金額仮計算書」は、「別添②-1」の「年金額仮計算書（特別便等以外）」を使用することとする。

Q8 「記録訂正の必要なし」と申出された方から「年金額仮計算書（特別便等）（別添②-2）」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該記録を事跡管理システムに登録の上、「年金額仮計算書」を別保管する取扱いとしてよろしいか。

A8 ご本人が「記録訂正の必要なし」と申し出された場合には、「平成21年10月16日庁文発第1016006号」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録を行うことにより管理することとされたい。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

また、受け付けた「年金額仮計算書（特別便等）」は原則として事務センターにおいて別保管として管理すること。

Q9 例えば、旧国民年金法の老齢年金が特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額が減額及び裁定取消となり、他方、旧厚生年金保険法の通算老齢年金が増額となるケースにおいては、ご本人から申し出があった場合には、減額対象となる旧国民年金法の老齢年金の再裁定を行わず、旧厚生年金法の通算老齢年金だけの再裁定を行っていいのか。

A9 記録訂正が行われた場合、記録訂正後の年金記録において年金額を再裁定することとしており、一方のみの記録訂正を行うことはできず、当該ケースにおいては、ご本人によくご説明の上、記録訂正の申出があれば、両方の年金の再裁定を行うことになる。

Q10 本指示書の実施日前に「年金額仮計算書」のみ受付済で、「返納申出書」を提出いまだいていない事例についても、改めて記録訂正の意思確認をする必要があるのか。

A10 ご本人からの相談状況に応じ、必要に応じて、そのようにご対応いただきたい。

「年金記録の訂正について（お知らせ）」

カッコ内は年金事務所で適宜
加筆する。

この度の年金記録をめぐるさまざまな問題につき、皆様の信頼を損ね
お手をわざらわせましたことを改めて心よりお詫び申し上げます。)

(さて、) ○○○様におかれましては年金記録の追加訂正の申し出をして
いただき、過日、これに基づいて年金額の再計算を行いました。

カッコ内は年金事務所で適宜
加筆する。

この結果、(○○○様は、・・・の理由により) 年金額が減額となつ
ておりますが、当初の私どものご説明が十分ではなかったために、○○
○様に十分ご理解、ご納得をいただけないまま、年金記録の追加訂正の
申し出をいただいた可能性もあると考えております。

つきましては、年金記録訂正についてのご疑問やご不明な点がござい
ましたら、あらためて、年金記録や年金額についてご相談させていただきたいと
考えておりますので、詳しくは下記の照会窓口にお問い合わせ
いただきますようお願い申し上げます。

以上の文面をベースに、具体的な事例に応じ、適宜
情報を追加の上、お客様へ通知してください。

〒

日本年金機構

年金事務所

電話

(担当)

現在、日本年金機構においてコンピュータで管理している記録とその元となる紙台帳等の記録との内容を照合したところ、お客様の年金記録について、下記のとおり年金記録の訂正が必要と思われる期間等が判明しましたので、その内容をご確認いただけますようお願いいたします。

なお、年金記録を訂正することにより年金額の再計算を行いますが、新たに戸籍・住民票などの提出が必要な場合には、追ってご連絡を差し上げる場合もございますのでよろしくお願いいたします。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加 取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	

* 訂正欄の[]は標準報酬月額（注）の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

（注）年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円／年	変更後	円／年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金額訂正申出書

上記内容(現時点での訂正記録)について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正及び年金額の変更についての手続きを申し出ます。

平成 年 月 日 郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

厚生労働大臣 殿

電話番号

印

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の手帳記号番号			
備考			記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加 取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	

* 訂正欄の[]は、標準報酬月額(注)訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。
(注)年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円／年	変更後	円／年
◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。			

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書

【上記内容をご確認いただき、下記「□」欄のいずれかに✓印をご記入の上署名願います。】

- 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。
 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。

平成 年 月 日 郵便番号

住 所

フリガナ
氏 名

印

厚生労働大臣 殿 電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

過日行われた記録の訂正及び年金額の再計算を取り消した場合、次のとおりとなります。
よくご確認いただいたうえで、【年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書】に記入されて、当年金事務所にご提出ください。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月
再訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月～年月 [] → 昭・平 年月～年月 []	

*訂正欄の[]は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

(注) 年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円／年	変更後	円／年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書

先に行った年金記録の訂正及び年金額の再計算を取り消し、再度年金額を再計算してください。

平成 年 月 日 郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）」

お客様の年金加入記録をお調べした結果、訂正を要すると思われる期間等があり、この結果に基づいて「年金額仮計算書（特別便等）」を作成いたしましたのでお知らせします。

1. 「年金額仮計算書（特別便等）」の内容をご確認ください。

- ① 訂正を要すると思われる期間等は、【②年金記録の訂正内容】に記載しています。
- ② 訂正を要すると思われる期間等の変更を加えた場合のお客様の年金額について、仮に訂正したものとして計算した見込額を【③年金額仮計算結果】の変更後欄に記載しています。年金額が減額となっている場合もありますので、よくご確認ください。

2. 「年金額仮計算書」下段の「年金記録及び年金額の再計算に関する申出書」に必要事項をご記入のうえ、当年金事務所にご提出ください。

- ① 「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」または「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません」のいずれかの□欄に✓印をご記入ください。
- ② 「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」欄にご記入いただいた方につきましては、追って、日本年金機構本部から、記録の訂正後に再計算した後の年金額についてお知らせいたします。
なお、年金額の再計算を行う際に、戸籍や住民票などをご提出いただく必要がある場合もございます。その際には、後日あらためてご連絡差し上げますので、よろしくお願ひいたします。
- ③ 「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません」欄にご記入いただいた方につきましては、年金額の再計算は行わず、あらためてのご通知、ご連絡はいたしませんので、ご了解願います。

このほか、ご不明な点がございましたら、下記の照会窓口にお問い合わせください。

〒

一

日本年金機構

年金事務所

電話

年管管発0430第1号

平成22年4月30日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)

厚生労働省年金局事業管理課



厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける 年金事務所段階での記録回復について

厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについては、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」(平成21年12月25日付け庁保険発1225001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、年金事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、下記の要件に該当する事案についても、年金事務所段階において記録回復を行い、脱退手当金を受給していないかかったものと認定することとしたので、遗漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び厚生労働省年金局事業管理課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 対象事案

対象となる事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の(1)又は(2)の場合に該当する事案とする(ただし、2に該当する事案を除く。)。

- (1) 次の①及び②のいずれの要件にも該当する場合
- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）があること。
 - ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。

- (2) 次の①から④までのいずれの要件にも該当する場合
- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。
 - ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと。
 - ③ 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、国民年金等に加入し、保険料を納付していること。
 - ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること。

2 対象外となる事案

ただし、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

- (1) 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合
- (2) 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合
- (3) 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合
- (4) 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合
- (5) 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金の支給決定がされている場合
- (6) 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定（非あつせん、一部あつせん事案を含む。）が行われている事案についての再申立てである場合

3 記録回復の方法

(1) 必要書類等の収集

年金事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

(2) 記録回復

年金事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ上記2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

年金事務所においては年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

4 報告

年金事務所において、上記3(2)により記録回復を行った場合は、取下件数（年金事務所段階における年金記録の回復件数）として、貴機構本部において取りまとめ、当課へ報告すること（当該報告は、当課から年金記録確認中央第三者委員会にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となり得ると判断するものとして、関係年金事務所に返送された場合にも適用すること。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、年金事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼すること。

